

川棚川内水面振興協力金納付要領

(目的)

第1条 この要領は、川棚川内水面振興協議会採捕規程（以下「採捕規程」という。）第5条第1項に規定する、採捕者が水産動物の保護培養のために協力することを目的とした、採捕者の協力金の額及び納付の方法について定めるものとする。

(協力金の額)

第2条 協力金の額は次のとおりとする。ただし、採捕者が高校生以下のときは無料、肢体不自由のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。

水産動物	1日間	1年間
うなぎ塚	3,000円/塚	
うなぎ（うなぎ塚以外）	500円	2,000円

(協力金の納付)

第3条 協力金は、川棚川内水面振興協議会事務局（川棚町役場産業振興課および波佐見町役場農林課）または、以下の協力事業所において納付するものとする。

〈協力事業所〉 木場屋燃料・釣具店（川棚町栄町9番地）

(協力金の返還)

第4条 採捕者が採捕規程第8条の規定により水産動物の採捕の中止を命じられた場合、既に納付された協力金の返還は行わないものとする。

(附則)

1 この要領は、令和5年6月4日から施行する。